
* * * * *
* * * * *
* 令和 6 年第 4 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 6 年第 4 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 議案第 98 号 鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 地方自治法
第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
(1) 条例を設け又は改廃すること。
第 2 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 99 号 鹿沼市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 98 号と同じ。

◎ 議案第 100 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の勤勉手当及び期末手当の額並びに給料表を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 98 号と同じ。

